

奨学金返還事務処理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益社団法人みやぎ農業振興公社業務方法書第11条及び青年農業者の確保、育成並びに環境整備に関する事業実施に係る細則（以下、「細則」という。）第3章の関連条項に基づき就農予定者への奨学金の支給を受けた者（以下、「支給対象者」という。）が、卒業または退学後、青年農業者として継続して所定の期間農業経営に従事しないと認められる場合の奨学金の返還事務処理は、次により行うものとする。

第2章 事務処理

(奨学金の返還)

第2条 細則第3章第24条に定める所定期間、青年農業者として農業経営に従事しない場合は、同条ただし書きの場合を除き支給した奨学金を返還させるものとする。

(返還額)

第3条 奨学金の返還額は、原則として次により確定する。

$$\text{奨学金総支給額} \times \frac{\text{就農義務月数} - \text{就農月数}}{\text{就農義務月数}}$$

(約定書の徴求)

第4条 第2条に該当し、返還の事由が生じた支給対象者は、速やかに奨学金返還報告書（様式第1号）を理事長あて提出するものとする。支給対象者から報告がなく所定期間就農しないことの実態を知るようになった奨学金申請事務取扱窓口機関（農協）は、速やかに実態関係報告書（様式第2号）を公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）あて提出するものとする。

理事長は、当該報告に基づき、報告受理後3ヵ月以内に支給対象者から奨学金返還に係る約定書（様式第3号）を徴求するものとする。

(返還期限)

第5条 約定書に定める返還の期限は、就農しなくなった事由の生じた月の翌月から起算して5年以内とし、その返還は年賦の方法によるものとする。ただし、支給対象者の希望により繰上返還をすることができる。

(返還期限の猶予)

第6条 支給対象者であった者が、次の各号の1に該当する場合は願い出により約定による返還期限を猶予することができる。

(1) 災害又は傷病により返還が困難になったとき。

(2) その他、真にやむを得ない事由によるものと理事長が認めたとき。

2 前項により猶予される返還期限の新たな設定については、第4条の規定を準用する。

(年賦金返還等)

第7条 約定書に定める返還期日は、12月20日までとする。

- 2 返還期日が、土曜日、日曜日、又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
- 3 理事長は、約定書に定める返還期日到来の2カ月前までに、返還義務を有する者（以下、「返還者」という。）に対し、あらかじめ返還額、返還期日並びにその支払方法等を通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知は、返還者の住所の変更届出がない等の理由により、その所在を知ることができないとき、又はその者の連帯保証人から返還の申出があったとき、その他特別な事情があるときは、その者の連帯保証人に対して行うものとする。

(年賦金返還の督促等)

第8条 約定に基づく年賦金の返還を延滞している返還者に対しては、少なくとも6カ月毎に、その者が延滞している年賦金の額及び支払方法等を示して返還を督促するものとする。

- 2 前項の規定による督促は、次の各号の1に該当する場合は連帯保証人に対して行うものとする。
 - (1) 返還者の住所の変更届出がない等の理由により、その所在を知ることができないとき。
 - (2) 前項の規定による督促を重ねても、返還者が年賦金を返還しないとき。
 - (3) その他特別な事情があるとき。

(年賦金に係る延滞金)

第9条 理事長は、返還者が約定に基づく返還指定日までに、その全部又は一部の返還を行わないときは、当該返還未済額につき年12.25%の割合で計算した延滞金を請求するものとする。

ただし、延滞したことにつき、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められるときは、当該延滞金を減免することができる。

(返還金の充当)

第10条 返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号の定めるところにより充当する。

- (1) 返還期日の到来したものと到来していない年賦金があるときは、返還期日の到来したのものから充当する。
- (2) 返還期日の到来した年賦金については、返還期日の早く到来したのものから充当する
- (3) 返還期日の未到来のものについては、返還期日の早く到来することになるものから充当する。
- (4) 支払われた額が合計額に満たないときは、延滞金、年賦金の順に充当する。

(振込費用)

第11条 年賦金、延滞金の振り込みに要する費用は、返還者の負担とする。

(受領書等)

第12条 年賦金の返還及び延滞金は、原則として口座振込とし、振込書を受領書に替え

る。ただし、返還者から受領書を求められた場合は発行するものとする。

(年賦金返還の強制)

第13条 年賦金の返還を延滞している返還者又はその連帯保証人が督促または請求を受けても、特別な理由なく返還に応じないときは、民事訴訟法等に基づき約定の債権確保に努めるものとする。

(就農の猶予)

第14条 高校在校時に奨学金の支給を受け、引き続き進学したにもかかわらずその進学の段階で奨学金を受給しないこととなった者については、当該就学期間について就農猶予願(様式第4号)を徴することとする。

また、大学校、短期大学、大学在学時に奨学金の支給を受け、引き続き就農研修資金を利用する者、及び3年以内の研修をかねた農業関連産業に従事する者にあっても当該研修期間について同様に徴することとする。

以上の者の卒業または退学後および研修終了後の就農実態に応じて第2条以下の条項を適用させるものとする。

ただし、支給対象者または連帯保証人から返還の申し出があった場合はこの限りではない。

(返還金の処理)

第15条 この規程に基づき、返還された奨学金は金利変動積立金に繰入れるものとする。

(約定書の返還)

第16条 理事長は、約定書に基づく返済が完了した返還者については、速やかに約定書を返還するものとする。

(委 任)

第17条 その他奨学金返還事務処理規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月10日から施行し、平成24年3月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。